

マイナンバーカードの電子証明関連事務の郵便局への委託について

【目的・概要】

佐世保市では、市民サービスの向上を図るため、令和5年10月2日（月曜日）から、郵便局へマイナンバーカードの一部手続きの委託を開始。本件は、令和3年5月「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」の一部改正により、委託が可能となったことに伴い取組むもので、県内では初めての事例。

【可能な手続き】

- ・電子証明書（署名用電子証明書（※1）及び利用者証明用電子証明書（※2））の新規発行、5年毎に必要な更新
- ・暗証番号の再設定

【手続き可能な郵便局】

- ・潮見郵便局・小佐々郵便局・佐世保赤崎郵便局・佐世保花園郵便局
- ・佐世保日野郵便局・佐世保黒髪郵便局・佐世保花高郵便局

計7局

【受付日時】

- ・月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）
- ・9時～17時

【手続き可能な方】

- ・本人のみ。15歳未満又は成年被後見人による申請の場合は、法定代理人の同行が必要。
- ・任意代理人は郵便局では手続きできない。

（※1）署名用電子証明書…6～16桁の英数字の暗証番号。インターネット等で電子文書を作成・送信する場合に利用する。（例 e-TAX等への電子申請）
（※2）利用者証明用電子証明書…4桁の数字の暗証番号。インターネットのウェブサイト等にログインする際に利用する。（例 マイナポータルへのログイン、コンビニでの住民票の写しの交付）



●担当課：市民生活部 戸籍住民窓口課 住民係（担当：國知出、川中）
直通電話：0956-37-9134 / e-mail：koseki@city.sasebo.lg.jp